

装管調第3709号  
27.12.9

大臣官房長  
人事教育局長  
防衛省本省の施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁調達管理部長  
防衛装備庁調達事業部長

防衛装備庁長官  
(公印省略)

### 輸入品の調達に係る実施事項について（通知）

標記について、輸入品の調達に係る契約の適正な実施及び予算の効率的執行の観点から、下記について引き続き実施することとしたので、関係職員に周知徹底されたく通知する。

#### 記

##### 1 銀行手数料の取り扱い

- (1) 調達予定等の説明会、契約締結時等の機会をとらえ、関係業者等に対し、外貨建取引が含まれる契約に係る銀行手数料に関し、いわゆる「民間商業ベース」で現に受けている程度の割引きが受けられるよう要求するものとする。
- (2) 外貨建費目として特約が付されているものについては、原価監査時、中途確定時、精算時等において、当該銀行手数料の割引き状況を可能な限り把握し、割引きがなされていないことが明らかなものは次回からその割引きが受けられるよう要求するものとする。

## 2 予定価格の算定及び価格の妥当性の確認

- (1) 輸入品の売買契約において、取付調整等、契約に付随する役務が含まれる場合、入札参加意欲を示した者及び契約相手方に対して、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第5条第2号、第6条第2号、第7条第2号及び第10条第1項の規定に基づき見積資料（送り状その他の関係書類を含む。）の提出を求めるときは、品代に含まれる費用の内訳が確認できる資料についても合わせて求めるものとする。
- (2) 輸入品の売買契約に係る予定価格を作成するに当たっては、仕様書の内容と品代に含まれる費用の内容に齟齬がないよう十分に確認するとともに、契約に付随する役務の費用が含まれているときには、計算の内訳において、物品の費用と役務の費用を区分するものとする。
- (3) 輸入品の売買契約に際し、計算価格の計算を行う場合には、見積価格の妥当性に関して、実績価格、市場価格及び類似品価格の調査を充実させるものとする。
- (4) 契約担当官等は、契約相手方等から提出又は提示された、外国におけるメーカー（製造業者）、エージェント（代理店）、ディストリビューター（販売店）その他当該輸入品の流通過程に関与する者（以下「外国製造業者等」という。）が発行した見積書の信頼性を確保するために、当該外国製造業者等に対して見積書の写しを送付する等、調達の実態に応じた真正性の確保に必要な措置を行うものとする。
- (5) 契約担当官等は、前号の実施にあたり、契約相手方から提出又は提示される資料の信頼性が担保できる範囲において基準を設定し、案件を抽出して措置を行うことができる。

## 3 代金の確定

輸入品の売買契約に付した特約条項に基づき代金の確定を行う場合においても、契約相手方から提出又は提示された外国製造業者等が発行した出荷記録その他の資料についても、前項第4号及び第5号に準じて、信頼性の確保のための措置を行うものとする。

## 4 その他

この実施事項の運用について疑義が生じた場合は、調達管理部長と調整するものとする。

配布区分：長官官房審議官、装備政策部長、プロジェクト管理部長、技術戦略部長、防衛装備庁の施設等機関の長